

検証データブック③

シラバス

秋野 勝紀
あきの・かつのり

日本福祉大学・女子短期大学部

急増する

シラバスづくり

シラバスという概念が、カリキュラムや履修要項（講義要綱あるいは授業概要）と区別されて、本来の詳細な授業

計画（講義計画）という意味で普及してきたのは、ここ二、三年前からである（たとえば一般教育学会でのシラバスに関する発表をみれば、九二年の第十四回では一本だったのが九四年の第十六回ではのべ四本となった）。大学設置基準改正を契機としたカリキュラム改革に取り組む過程で、大学の教育的機能強化の視点から、ゆきわたってきた。

設置基準改正による「大学改革の推進について」という文部省の報告によれば、カリキュラム改革などについて調査した際、シラバスの作成状況は九三年一月現在で一五・三％である（表参照）。過去の調査は見あたらず、設置基準改正後からだとすると、テンポの早い普及とみてよいのではないだろうか。さらに多くの大学で目下進行しており、今後数年間でかなりの大学が作成するものとみられる。ただしこれまでの履修要項とは区別し、内容と性格を明らかにシラバスとして作成していると思われるものが、名称を履修要項や授業概要などとしている場合が多くみられる。

シラバスづくりを加速させているのは、設置基準の大綱化が動因となったが、設置基準改正前から作成していた大学もあった。先端的取り組みとして国際基督教大学、多摩大学、慶応大学湘南藤沢キャンパスといったところが知ら

区分	全大学数	作成している大学	作成比率
国立大学	98	17	17.3%
公立大学	41	4	9.7%
私立大学	385	59	15.3%
計	524	80	15.3%

シラバス（授業計画）の作成状況（平成5年1月現在 単位：校）

れており、アメリカの大学をモデルにし、そのシステムを導入したものである。国際基督教大学⁽³⁾の場合は、講義要目という名称で一般教育科目では二十年も前から一定の様式とガイドラインにそったもので作成している。多摩大学⁽⁴⁾では、設置準備段階から作成に取り組み開学の八九年から年間講義案として作成した（九二年版によると履修要項とし、三、四年用B5七百七十六ページ）。

ところで目下大学改革のキーワードの一つにもなっているシラバスであるが、学校教育⁽⁵⁾では明治時代に教授要目と翻訳され、教材編成の側面に限定されて使われていた。日本の学校の性格から、学校で扱う教科の知識や技能を公に明示する、つまり国定の教育内容の要項を示す概念なのである。それに対してシラバスと類似していると思われがちなカリキュラムは、教育の目標、内容、それらの選択基準、内容の構成や開発、方法など広い概念である。したがって教授要目より、カリキュラムが一般的に使われるようになった。今日大学にゆきわたりつつあるシラバスは、前述の教授要目としての意味ではなく、アメリカの大学のFD (faculty development) 教授法改善活動) 活動のシステムの導入であり、単に履修要項を詳細にしたものでもない。履修要項は、対象を学生としながらも大学として社会に示

す性格も備えたものになっている。したがって内容が、カリキュラムや科目と学問の関係、科目のねらいにとどまり、たとえ詳しい記述であっても授業のイメージを描けるとはいい難い。その点シラバスは、授業を受ける学生を対象としており、学生との対話を通して学習を援助するために、詳細にわたる授業内容と進度と到達目標などを盛り込み、教員が示すクレジットの性格を持つ。

このような性格をもつシラバスは、これまでの日本の大学にない文化であり、導入するに当たっては相当な論議を要することになる。その論点としては、学問の自由の観点から授業内容を公にすべきものか、学生に対するサービスが過剰ではないか、授業計画を作ってもその通りの実施が困難であり逆に拘束されることになる、といった消極論、否定論が出る。新しいシステムの導入に伴う懸念も含んでのことであろうが、じつは大学のあり方という本質的なものから実務処理の問題まで多岐にわたっている。このような論議することが、時代をみすえて大学改革をしていく歩みでもある。

シラバスの 内容は

すでに作成されているシラバスのいくつかをみると、当然のことながら大学によって様式は異なる。体裁が一科目がB5一ペー

ジのものやA4二ページのものもあり、五百ページを越える分厚いものになっているのが多くみられる。大学によっては、製本しないで科目ごとに分離したものを、学生が各自の履修科目分を保存する方式にしている場合もある。履修要項と区別し、しかもシラバスを学生との関係に限定したものと考えるの反映とも思われる。

様式は大学ごとに統一されており、内容は授業計画のテーマを簡単に記しているものから詳細なりザープブック（指定図書）や採点方法と評価まで触れているものもある。学生の学習を援助するために授業内容と計画を示すので履修要項とは異なるが、いわゆる講義ノートのように詳細になるわけではない。

シラバスの機能をはたす内容にしようとするれば、次のような項目を盛り込む必要がある。それは、授業科目名、授業テーマ、担当教員名、授業曜日と時間、単位数、授業概要（目的、方法、構成）、授業計画（進行）、テキスト（あるいは指定図書）、参考文献、採点方法と評価、履修に当たった留意事項（登録資格、資格・免許との関係など）、といったことになろう。

項目が詳細な授業計画になりうるものであっても、記述が必ずしもそれを満たすものになっていない場合もみられ

る。学内事情もあるだろうし、初発の段階でもありこれから大学教育を共同で考えていく過程で充実していくと思われる。

授業改善 としての

シラバス

シラバスは学生にとって年度当初は、科目ごとにその内容の輪郭が分かる履修要項のように、履修を判断する資料となる。それだけにとどまらず、授業の内容、進度、到達目標などが分かるもので、学生の学習の援助をするものという意味をもつ。これは日本の大学文化にはまだなじまないが、学生を消費者と捉えそれを保護するという考えでもある。したがって教員と学生の関係が、学生を学習の主体であると考え、学生と教員は契約関係で結ばれていると考えるのである。

教員は学生との契約を履行するために、魅力的な授業を作るために励むことになる。となるとシラバスは、教員にとっては授業改善活動のために必要なものである。どのような改善が期待できるかといえは、緻密な計画であるため授業が抑制的で無駄がなくなる、次週の目標を示せる、休講が少なくなる、内容の組立が濃密になりそれ以前より授業内容の分量が増える、教員自身を授業者として対象化するようになり授業技術開発が焦点化するようになる、と

いったことが上げられる。

授業のあり方としては、一般的には片方型講義で学生がノートを取るものが多くみられる。それに対して双方型の授業であり、学生が参加し考えることを重視するものである。ディベートやロールプレイなども取り入れるという。

このような授業を可能にするには、学生の事前の学習が濃密なものであることが条件となろう。

これまでシラバスに限定してみてきたが、アメリカの大学ではFD活動、つまり授業改善活動の一部として位置づいている。したがって、授業改善活動全体のなかでシラバスの位置をみると、シラバス↓授業↓学生による授業評価↓授業の改善、というように循環することなのである。

ここで見逃してならないことは、授業改善として学生による授業評価、ということが加わることである。授業改善活動が自分の授業を対象化するだけでなく、学生の評価が改善にウエートを占めることになる。シラバスは本来この学生による授業評価とセットとなつて、その意味が発揮されることになる。学生と教員との関係が契約関係とみるなど、日本の大学にとつて新しい文化というゆえんはそこにある。

大学の授業は、これまで教員の自由な裁量で学生との関

係でおこなわれているが、シラバスの導入は学生の学習援助のサービスを基本としながらも、それだけにとどまらない側面を持っている。大学としてする教育サービスなので、教員個人にとどまらず、教授会として取り組むことになる。シラバスは学生の教育のためであるから、それに関しての諸々のことが教授会にとどまるのが基本であるが、学内の諸機関で取り上げられたりすることも考えられる。あるいは印刷物ゆえに第三者機関にも公開されていく可能性を持つている。

シラバスと 大学改革

シラバスはFD活動としてのものだが、授業にとどまらず大学に新しい文化を導入するものであり、そこに大学改革の視点も含まれている。

まず学生は消費者であり、学ぶ主体として捉えるということ。しかしシラバスは、詳細がゆえにその水準で学生に義務として学習を強いると、学生に抑圧感を与えるだろう。学生の前に大学と大学教員の権威がシラバスで立ちだかると、多くの学生が体験しただろう「学校体験」の再現になってしまうことも考えられる。その点学生による授業評価も取り入れることによつて、教員と学生の双方の関係が生じる可能性がある。双方向の関係は、授業以外

にもオフィス・アワーを設けるなど、教員は学生に開かれたものであり、対話の可能な条件を作ることも考えた方がよいだろう。学生の、学ぶ主体としての自己決定力にそった行動を期待することになる。

シラバスは、学生に濃密な学習を期待するものでもある。国際基督教大学⁶⁾では、シラバスに示したりザーブブックに対応した貸出サービスを図書館でおこなっており、利用率が高い。また履修科目数を少なくする必要があり、一科目を週二コマ以上おこなうようなカリキュラム編成の工夫、あるいはセメスター制といったシステムの検討も考えなければなるまい。

学生に魅力的な授業を創るために教員は、専攻の学問研究とは相対的に独自のものとして、大学授業法の研究と開発（FD活動）を仕事として遂行していくことが求められる。それなしでは学生による授業評価があっても、負担感で授業法とは無縁な工夫を繰り返すことになる。これは教員個人だけに委ねないで、共同的に進めることも必要になる。また日本の大学の現実に即したFD活動としては、高校までの学校教育の授業法の蓄積から学ぶこともあるのではなからうか。

大学の教育的機能を高めFD活動を活発にするためには、

大学教員の業務とその評価を、研究業績のみとせず授業を中心とした教育をも含めていく必要がある。しかし現状の教育条件（とくに私大）では、教員に過大の負担がかかり研究への力が萎えてしまいかねない。双方型授業が可能なくラス規模、A T (assistant teacher) 制などのシステムの検討も必要にならう。

内容的には詳細な授業計画としてシラバスにふさわしいものを作成しても履修要項あるいはシラバスと併記を採用している場合がみられる。むしろシラバスとすることによって、これまでの履修要項とは異なるFD活動のためとしての本来の性格がゆきわたることになるだろう。

今後FD活動を推進するために、その研究を組織的におこなっていくことも考えられる。そのような動きに乗じて第三者による商品化の可能性も生じよう。また第三者といえば、印刷されたシラバスが、マスコミ関係者によってその目的とはかけ離れた扱いを受けることが、まったくないとは言いいられないだろう。

FD活動は、学内では自己点検・評価の内容にもなるだろうが、教授会の自治力あるいは管理運営状況によつては、学生のみならず教員にも創造的なFDとは相反するような抑圧を与えるものにならないとは限らない。

シラバス作成を中心にしてFD活動を進めることは、いっそう進行する大学大衆化時代の、大学改革の具体的取り組みとして意味のあることであろう。しかし契約的關係あるいはシステイマテックに事を運ぶということに象徴される文化を、どこまで日本の大学が取り入れていくのだろうか。ことは大学観の転換をも意味しているのである。

〈注〉

- (1) 一般教育学会大会発表要旨集録から。
- (2) 『大学と学生』（文部省高等教育局学生課編）第三三八号（平成五年十月十日発行）、「大学改革の推進について」高等教育局企画課大学推進議会議室。
- (3) 松岡信之氏（国際基督教大学）からの聞き取りによる。
- (4) 『大学を創る―多摩大学の一〇〇〇日―』野田一夫著（紀伊國屋書店）。
- (5) 『新教育学大事典』細谷俊夫他編（第一法規）。
- (6) 『大学時報』二三四号（一九九四年一月発行）、「授業計画と図書館」長野由紀。
- (7) 国際基督教大学の場合は、三セメスター制であり、一科目が週三回の授業のため履修科目が少ない。松岡信之氏（国際基督教大学）からの聞き取りによる。
- (8) 和光大学では授業を見合つての授業研究を以前から実施しており、『大学の授業研究のために』（あゆみ出版）などに詳しい。